

岩倉市市民農園利用における注意事項

岩倉市では、市民の皆さんに野菜作りをとおして充実した余暇を過ごしていただくために、市民農園を開設しています。運営は各農園の利用者による運営協議会で行っていただきます。

- ・ 野菜や花の栽培は自己消費を目的としてください。営利目的での栽培はご遠慮ください。
- ・ 農園の利用期間は4月1日から翌年の3月31日までで、最長5年まで更新できます。ただし、土地の所有者からの申し出により借地の契約が更新できない場合などは、利用の更新ができません。
- ・ 市民農園ごとに2人の監事を置きます。監事の主な役割は農具の購入などです。
- ・ 一つの世帯につき1区画の利用とします。
- ・ 工作物の設置、果樹など樹木の植付けをしないでください。
- ・ 雑草、野菜クズ、肥料の袋、空き缶等は各自で持ち帰ってください。また、土や雑草を側溝に落とさないでください。
- ・ 海外から野菜等の種を持ち込む場合には、輸入検査を受けなければなりません。検査を受けていない種を植えて育てることはできません。
- ・ 倉庫の中には、個人所有の道具は入れないでください。また、道具等は共有の物で、皆さんの会費で購入しています。紛失することのないように大切に使用してください。市民農園外への持ち出しは禁止です。
- ・ 道具は、土を落とし、きれいに洗ってから倉庫にしまってください。また道具に不備がある場合は監事へご連絡ください。
- ・ 隣地との境界は、歩ける程度に少し控えて作付けしてください。また、道路・通路に雑草や作物がはみ出さないようにしてください。
- ・ 利用を転居等によりやむなくとりやめる場合は、事前に市役所商工農政課まで連絡をしてください。作物・雑草をすべて取り除き、すぐ耕作できる状態にいただき倉庫および水道の鍵（※）をお返しくください。
- ・ 近隣に住宅がある農園では、早朝の作業音や話し声等には注意してください。
- ・ 農薬取締法により使用できる農薬、使用回数などが決められています。農薬を使用されるときは、ラベルに記載されている注意事項を守り、周囲への飛散防止にご注意ください。
- ・ 倉庫および水道の鍵（※）を紛失しないように管理をお願いします。紛失された場合は実費をいただきます。古い鍵の破損の場合は交換します。

（※）稲荷町市民農園を除く。

岩倉市栄町一丁目6番地
岩倉市役所 商工農政課農政グループ
電話 0587-38-5812（直通）